

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和2年度 第3回 評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとするみなされた事項の内容
 - (1) 第1号議案のとおり、吉田延雄を評議員に選任する。
 - (2) 第2号議案のとおり、谷本光司を評議員に選任する。
 - (3) 第3号議案のとおり、特定資産普通預金の共用割合の変更及び取崩しを承認する。
 - (4) 第4号議案のとおり、令和2年度収支予算書（補正）を承認する。
 - (5) (1)～(4)の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は令和2年10月23日とする。

- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 中田 佳恵

- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和2年10月23日（金）

- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 中田 佳恵

- 5 評議員総数9名の同意書
別添のとおり

令和2年10月1日、理事長中田佳恵が評議員の全員に対して、評議員の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和2年10月23日までに評議員の全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、評議員会運営規程第9条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和2年10月23日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 中田 佳恵 印

第1号議案

評議員の選任に関する件

下記の者を評議員に選任する。

記

1 評議員候補者

(新) 吉 田 延 雄 (阪神水道企業団企業長)

(旧) 谷 本 光 司 (前 阪神水道企業団企業長)

2 任 期

定款第12条第2項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和2年10月23日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第2号議案

評議員の選任に関する件

下記の者を評議員に選任する。

記

1 評議員候補者

(新) 谷 本 光 司 (一般社団法人近畿建設協会理事長)

(旧) 霜 上 民 生 (前 一般社団法人近畿建設協会理事長)

2 任 期

定款第12条第2項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和2年10月23日から令和3年6月に開催する定時評議員会の日までとする。

第3号議案

特定資産普通預金の共用割合の変更 及び取崩しの承認の件

下記のとおり特定資産普通預金の共用割合の変更及び取崩しを承認する。

記

1 特定資産普通預金の共用割合の変更

		変更後	変更前
公益目的保有財産	共用割合	100%	70%
	帳簿価額	7,000,000円	4,900,000円
公益目的事業に必要な収益事業等その 他の業務又は活動の用に供する財産	共用割合	0%	30%
	帳簿価額	0円	2,100,000円
総 額		7,000,000円	7,000,000円

2 取崩金額

5,500,000円

3 理 由

公益目的事業に従事してきた職員に対する退職手当支給の財源に充てるため。

4 共用割合の変更及び取崩しの時期

令和2年10月30日

第4号議案

令和2年度収支予算書（補正）の承認の件

収支予算書（補正） 令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
	公1					
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	22,597,000	9,685,000		32,282,000	0	32,282,000
基本財産受取利息	(22,597,000)	(9,685,000)		(32,282,000)	(0)	(32,282,000)
特定資産運用益	8,000	0		8,000	0	8,000
特定資産受取利息	(8,000)	(0)		(8,000)	(0)	(8,000)
受取会費	200,000	0		200,000	0	200,000
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(0)	(200,000)
寄付金収入	0	0		0	0	0
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0		0	0	0
雑収益	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
経常収益計	22,805,000	9,685,000		32,490,000	0	32,490,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	2,510,000			2,510,000	0	2,510,000
給料手当	17,360,000			17,360,000	0	17,360,000
退職金	0			0	5,536,000	5,536,000
法定福利費	3,740,000			3,740,000	0	3,740,000
福利厚生費	45,000			45,000	0	45,000
会議費	10,000			10,000	0	10,000
旅費交通費	300,000			300,000	0	300,000
通信運搬費	745,000			745,000	0	745,000
消耗品費	180,000			180,000	0	180,000
印刷製本費	381,000			381,000	0	381,000
光熱水料費	350,000			350,000	0	350,000
賃借料	3,565,000			3,565,000	0	3,565,000
保険料	22,000			22,000	0	22,000
諸謝金	268,000			268,000	0	268,000
租税公課	0			0	0	0
支払負担金	177,000			177,000	0	177,000
支払助成金	3,200,000			3,200,000	0	3,200,000
委託費	1,805,000			1,805,000	0	1,805,000
新聞図書費	39,000			39,000	0	39,000
調査関連費	12,000			12,000	0	12,000
支払手数料	1,000			1,000	0	1,000
雑費	11,000			11,000	0	11,000
減価償却費	730,000			730,000	0	730,000
退職給付費用	389,000			389,000	△ 389,000	0
管理費						
役員報酬		3,760,000		3,760,000	0	3,760,000
給料手当		3,440,000		3,440,000	0	3,440,000
法定福利費		1,950,000		1,950,000	0	1,950,000
福利厚生費		20,000		20,000	0	20,000
会議費		5,000		5,000	0	5,000
旅費交通費		100,000		100,000	0	100,000
通信運搬費		125,000		125,000	0	125,000
消耗品費		290,000		290,000	0	290,000
光熱水料費		150,000		150,000	0	150,000
賃借料		1,630,000		1,630,000	0	1,630,000
保険料		60,000		60,000	0	60,000
諸謝金		860,000		860,000	0	860,000
租税公課		50,000		50,000	0	50,000
支払負担金		10,000		10,000	0	10,000
委託費		610,000		610,000	0	610,000
新聞図書費		30,000		30,000	0	30,000
支払手数料		170,000		170,000	0	170,000
雑費		10,000		10,000	0	10,000
減価償却費		360,000		360,000	0	360,000
経常費用計	35,840,000	13,630,000		49,470,000	5,147,000	54,617,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 13,035,000	△ 3,945,000		△ 16,980,000	△ 5,147,000	△ 22,127,000
基本財産評価損益等	0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 13,035,000	△ 3,945,000		△ 16,980,000	△ 5,147,000	△ 22,127,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
退職給付引当金戻入益	0	0		0	4,269,000	4,269,000
経常外収益計	0	0		0	4,269,000	4,269,000
(2) 経常外費用						
固定資産除売却						
固定資産除却損	0	0		0	0	0
経常外費用計	0	0		0	0	0
当期経常外増減額	0	0		0	4,269,000	4,269,000
他会計振替額	0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,035,000	△ 3,945,000		△ 16,980,000	△ 878,000	△ 17,858,000
一般正味財産期首残高				110,952,411	0	110,952,411
一般正味財産期末残高				93,972,411	△ 878,000	93,094,411
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	22,637,043	9,702,161		32,339,204	0	36,608,204
一般正味財産への振替額	22,597,000	9,685,000		32,282,000	0	36,551,000
当期指定正味財産増減額	40,043	17,161		57,204	0	57,204
指定正味財産期首残高				3,320,917,754	0	3,320,917,754
指定正味財産期末残高				3,320,974,958	0	3,320,974,958
III 正味財産期末残高				3,414,947,369	△ 878,000	3,414,069,369

参 考 资 料

目 次

	(頁)
第3号・第4号議案 参考資料	
(参考資料1) 特定資産普通預金の共用割合の変更及び取崩し 並びに令和2年度収支予算書(補正)について	1
(参考資料2) 令和2年度 公益財団法人琵琶湖淀川水質保全機構 組織図··	3
(参考資料3) 貸借対照表(令和2年3月31日現在)	4
(参考資料4) 職員退職手当支給規程	5

特定資産普通預金の共用割合の変更及び取崩し 並びに令和2年度収支予算書（補正）について

1 退職者 琵琶湖・淀川水質浄化研究所副所長（兼調査研究部長）

2 退職日 令和2年9月30日

3 退職手当

・支給額： 5,536千円（職員退職手当支給規程に基づき計算）

・支給日： 令和2年10月30日（退職日から1月以内に支給する必要）

4 退職手当の財源

令和3年度末に定年退職を予定していた職員の早期退職に伴い、今年度必要な流動資産である現金預金が不足することから、特定資産を取崩すこととする。

当機構の特定資産は、「事業積立資産定期預金」（80,000千円）と「特定資産普通預金」（7,000千円）の2種類があるが、取崩しやすい普通預金を優先して取崩すこととし、「特定資産普通預金」7,000千円のうち、5,500千円を取崩し、退職手当に充当する。

5 特定資産普通預金の共用割合の変更

公益目的事業に従事してきた職員に対する退職手当の支給であるため、公益目的保有財産から取崩す必要があるが、現在、当機構の特定資産普通預金の共用割合が、

・「公益目的保有財産」が70%（4,900千円）、

・「公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産」が30%（2,100千円）

となっている。

また、公益目的事業に要する費用の方が法人の管理に要する費用よりも多く、残額を公益目的保有財産として保有する方が望ましいことから、7,000千円全額を公益目的保有財産に変更の上、5,500千円を取崩す。

6 収支予算書（補正）

経常費用の事業費に「退職金」5,536千円を追加するとともに、今回退職する職員他に、今年度、退職給付引当金の繰入れが必要となる職員がいないことから、「退職給付費用」389千円を減額する。

また、退職給付引当金として昨年度までに計上してきた4,269千円を「退職給付引当金戻入益」として経常外収益に追加する。

その結果生じる「正味財産期末残高」878千円の減は、退職手当支給額を改めて精査したことにより、当初予算より退職手当の支給額が878千円増額となったことによるもの。

7 研究所副所長の退職金支出の内訳【第4号議案】

令和2年度補正予算(案)

→ 当期正味財産増減額△878千円

R2年度 支出額 1,267千円	退職金(補正額)[A] 878千円	R2積立額⇒退職金支出)	経常費用の補正増 5,147千円 [A + B - C]
	退職給付費用(振替減)[B] 389千円		
R元年度末 引当額 4,269千円	退職給付引当金の取崩し[C] (退職給付金引当金戻入益) 4,269千円		↓ 当期経常増減額△5,147千円
退職金の支出額 A + B + C		5,536千円	

8 特定資産普通預金の取崩し【第3号議案】

(公財)琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方について(令和2年2月)

財務状況の試算 別紙2

(単位：万円)

	令和元年度	令和2年度	補正予算	令和3年度	令和4年度
流動資産合計	3,776	2,140		804	962
(前年決算額)	3,776	2,486			
経常収支	▲1,671	▲1,448		▲1,608	▲926
特定資産					
事業積立資産	8,000	8,000	8,000	5,800	4,800
(補正後)				6,500	5,500
普通預金	700	700	700	700	700
(補正後)	700	700	150	0	0
固定負債*	428	468	0	15	34
取崩額※		0	0	2,200	1,000
(補正後)		0	550	1,650	1,000

副所長退職金550

* 固定負債 = 退職給付引当金で計上 R2年度に引当金を取崩し(R3年度の予定の前倒し)

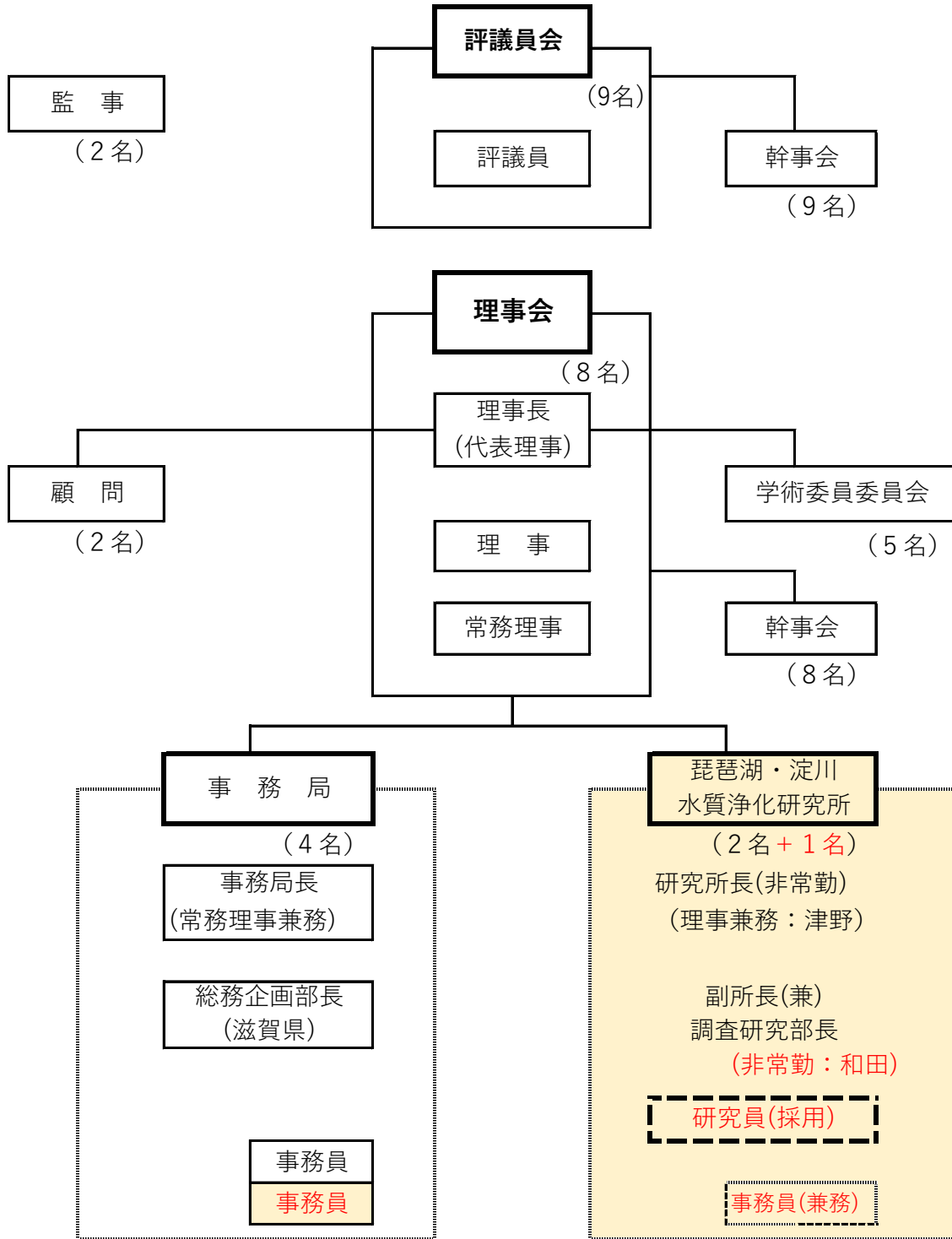
R2年度、副所長の退職で退職給付引当金額は0となるが、R3年度以降研究員(採用予定)分が発生

※ 3号議案のとおり、特定資産のうち普通預金から取崩しに変更

9 令和2年度後半の琵琶湖・淀川水質浄化研究所の体制

参考資料2のとおり

令和2年度 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 組織図



令和2年度後半の研究所の体制

- ①現副所長（兼調査研究部長）を非常勤とする
- ②研究員を採用
- ③事務局事務員1名を研究所兼務として実務を補助

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,567,829	31,446,887	△ 12,879,058
未収金	5,554,357	5,553,221	1,136
前払費用	724,769	760,237	△ 35,468
流動資産合計	24,846,955	37,760,345	△ 12,913,390
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産定期預金	3,743,680	3,743,680	0
基本財産有価証券	3,304,680,240	3,317,116,870	△ 12,436,630
基本財産合計	3,308,423,920	3,320,860,550	△ 12,436,630
(2) 特定資産			
特定資産普通預金	7,000,000	7,000,000	0
事業積立資産	80,000,000	80,000,000	0
特定資産合計	87,000,000	87,000,000	0
(3) その他固定資産			
建物附属設備	419,886	504,064	△ 84,178
什器備品	1,556,554	1,482,113	74,441
電話加入権	24,000	24,000	0
ソフトウェア	206,998	502,505	△ 295,507
敷金	2,469,924	2,469,924	0
長期前払費用	51,192	300,716	△ 249,524
その他固定資産合計	4,728,554	5,283,322	△ 554,768
固定資産合計	3,400,152,474	3,413,143,872	△ 12,991,398
資産合計	3,424,999,429	3,450,904,217	△ 25,904,788
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	523,920	1,118,582	△ 594,662
預り金	440,803	488,546	△ 47,743
流動負債合計	964,723	1,607,128	△ 642,405
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,268,656	3,868,128	400,528
固定負債合計	4,268,656	3,868,128	400,528
負債合計	5,233,379	5,475,256	△ 241,877
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	3,308,423,920	3,320,860,550	△ 12,436,630
(うち基本財産への充当額)	(3,308,423,920)	(3,320,860,550)	(△ 12,436,630)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	111,342,130	124,568,411	△ 13,226,281
(うち特定資産への充当額)	(87,000,000)	(87,000,000)	(0)
正味財産合計	3,419,766,050	3,445,428,961	△ 25,662,911
負債及び正味財産合計	3,424,999,429	3,450,904,217	△ 25,904,788

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 職員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第31条の規定に基づき、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下「機構」という。）の職員が退職した場合の退職金（以下「退職手当」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、職員（就業規則第16条第2項に規定する派遣職員を除く。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、その全額を、現金で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。

2 次条及び第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第11条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその基本給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき基本給の月額とする。以下「基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条 2 項並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1 年以上 10 年以下の者 100 分の 60
- (2) 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 100 分の 80
- (3) 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 100 分の 90

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 6 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者（就業規則第 30 条第 3 号の規定により退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給月額（以下「退職日基本給月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、又は死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 7 条 組織の改廃又は予算の削減により退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者（就業規則第 30 条第 3 号の規定により退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

(基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 8 条 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（職員給与規程が改正された場合において、当該改正前に受けていた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減

額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前基本給月額」という。)が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第14条第3項の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、職員としての引き続いた在職期間(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第14条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。)をいう。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日基本給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第10条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前基本給月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前基本給月額に第8条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第11条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第8条第2項に規定にする基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(就業規則第25条の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第36条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分（職員給与規程給料表の職務の級が10級に属していた者） 54,150円
 - (2) 第2号区分（職員給与規程給料表の職務の級が9級に属していた者） 50,000円
 - (3) 第3号区分（職員給与規程給料表の職務の級が8級に属していた者） 45,850円
 - (4) 第4号区分（職員給与規程給料表の職務の級が7級に属していた者） 41,700円
 - (5) 第5号区分（職員給与規程給料表の職務の級が6級に属していた者） 33,350円
 - (6) 第6号区分（職員給与規程給料表の職務の級が5級に属していた者） 25,000円
 - (7) 第7号区分（職員給与規程給料表の職務の級が4級に属していた者） 20,850円
 - (8) 第8号区分（職員給与規程給料表の職務の級が3級に属していた者） 16,700円
 - (9) 第9号区分（前各号のいずれにも属さない者） 零
- 2 退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

（退職手当の額に係る特例）

第12条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条、第7条、第8条、前条及び附則第2項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程に規定する基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第14条第1項に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在

職したものとみなす。ただし、就業規則第 16 条第 2 項に規定する派遣職員が再び職員となった場合においては、派遣職員としての在職期間は含まないものとする。

- 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は、切捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（第 5 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満）の場合には、これを 1 年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。

（退職手当の支給制限）

第 14 条 退職手当は、次の号の一に該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第 36 条に規定する懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 禁固以上の刑に処せられたことにより解雇された者
- 2 退職手当のうち、第 11 条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
 - (1) 第 5 条第 1 項及び第 8 条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第 5 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの
 - (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で、退職の日から起算して 3 月前までに当該非違を原因として就業規則第 36 条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又は、これに準ずる処分を受けたもの。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第 15 条 第 2 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにある場合は、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第 16 条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第 17 条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当等は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第 18 条 退職した者に対し退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当等の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の支給)

第 19 条 退職手当は、法令に基づき退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

(改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 5 条から第 8 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 87 を乗じて得た額とする。

3 前項中「100 分の 87」とあるのは、施行の日から平成 25 年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

- 4 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。